

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 六四
- 道路の区域を変更する件 六四
- 一般競争入札を行う件 六四
- 福島県教育委員会教育長 六四
- 公金の収納の事務を委託した件 六四
- 福島県選挙管理委員会 六四
- 個人演説会等を開催することができ施設として指定した旨報告があった件 六四
- 個人演説会等を開催することができ施設の指定を取り消した旨報告があった件 六四
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 六四
- 福島県人事委員会 六四
- 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 六四

告 示

福島県告示第七百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年十一月六日から平成二十八年三月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン大槻 福島県郡山市大槻町字土瓜三十七番地一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社マツモトキヨシ
代表取締役 松本 和那
千葉県松戸市新松戸東九番地一
株式会社マツモトキヨシ
代表取締役 松本 南海雄
千葉県松戸市新松戸東九番地一
（変更後）
- 三 変更した年月日
平成二十二年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十七年十月十九日
- 五 届出をした者
中道リース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道土湯温泉線	福島市松川町字中町西 裡三二番一地从先から 同 市松川町字中町三 九番二地先まで 福島市松川町字前田一 一番一地从先から 同 市松川町字前田二 五番地先まで	変更前	A 一三・四 一三・一	一八四・二
		変更後	D 一一・六 一四・六	一四一・一

公 告

(道路計画課)

福島市松川町字鼓ヶ岡 二五番地先から 同 市松川町字鼓ヶ岡 一〇番三地先まで	福島市松川町字中町西 裡三二番一地从り 同 市松川町字本町二 五番一地从りまで
変更後	
一一・六 四一・四	E 一六・〇 二八・三
四二九・三	一〇七・〇

公告第263号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁西庁舎免震化改修1期（建築）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年11月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする工事の件名及び数量 福島県庁西庁舎免震化改修1期（建築）工事一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成31年2月28日まで
- (4) 工事場所 福島県福島市杉妻町2番16号

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の全てが(7)から(9)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(7)から(9)までに掲げる条件を全て満足している者であること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(9) 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第

3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

- (ウ) 建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事業の項に規定する建築工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者において、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (ウ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、建築一式工事業の総合評定値が800点以上であること。
- (カ) 建設工事において、過去15年以内に延べ面積1,500㎡以上又は地上3階建て以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物における耐震改修工事を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績を有する者であること。
- (キ) 建設工事において、過去15年以内に工事対象部分の延べ面積1,500㎡以上又は地上3階建て以上の大規模改修工事を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績を有する者であること。
- (ク) 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- (ケ) この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
- (コ) 建設工事において、過去15年以内に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物における免震構造工事を含む新設、増築、改築又は大規模改修工事で、工事対象部分の延べ面積5,000㎡以上かつ地上3階建て以上の建築工事を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績を有する者であること。
- (ク) 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で(コ)に示した建設工事の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のことをいい、当該入札者以外での施工経験を含む。）を有するもの（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- イ 構成員は、2者又は3者であること。
- ウ 自主結成であること。
- エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。
- カ 本工事の施工計画が適切である者であること。
- (2) 共同企業体でない単独の者の資格要件
- ア (1)のアの(ウ)から(イ)まで、(カ)、(キ)及び(ク)から(ク)まで並びにカに掲げる資格要件を全て満足する者であること。
- イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者については2の(1)のアの(ウ)及び(イ)から(ク)まで、イからエまで並びにカに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者については2の(1)のアの(ウ)、(カ)、(キ)及び(ク)から(ク)

まで並びにカに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年11月27日（金）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-8632

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成27年11月6日（金）から同年12月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年12月24日（木）午後2時
- (2) 場所 福島県庁本庁舎1階101会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年12月22日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札方法

- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 10,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。

12 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

13 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本工事は、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費、宿舍費及び借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤費等に要する費用、福利厚生等に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用、安全及び衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the contract : The first construction phase of seismic isolation and renovation for the West Wing of the Fukushima Prefectural Government 1st set

(2) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 22 December 2015

(3) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 24 December 2015

(4) Contact point for the notice : Facilities Management Division, Archives & Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-8632
(施設管理課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十七年十一月六日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 一 委託した事務の範囲、内容及び委託契約締結日
 - 1 福島県立安達東高等学校における農産物等販売代金収納の事務 平成二十七年十月八日
 - 2 福島県立福島明成高等学校及び福島県立いわき海星高等学校における農産物等販売代金収納の事務 平成二十七年十月十五日
 - 3 福島県立修明高等学校、福島県立小野高等学校、福島県立耶麻農業高等学校及び福島県立会津農林高等学校における農産物等販売代金収納の事務 平成二十七年十月十六日
 - 4 福島県立磐城農業高等学校における農産物等販売代金収納の事務 平成二十七年十月十九日
 - 5 福島県立白河実業高等学校における農産物等販売代金収納の事務 平成二十七年十月二十日
 - 6 福島県立岩瀬農業高等学校における農産物等販売代金収納の事務 平成二十七年十月二十一日
 - 7 福島県立相馬農業高等学校における農産物等販売代金収納の事務 平成二十七年十月二十七日
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 福島県高等学校教育研究会農業部会
 - 2 所在地 福島県福島市永井川字北原田一
- 三 収納の事務を委託する期間

平成二十七年十一月九日から同年十二月四日まで

(財務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十七年十一月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の 管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容 見込人員数
平成二六年 九月二五日	いわき市江 名字中作一 七番地の一	折戸集会所 集会室	折戸区長	五二・一〇平 方メートル	五〇人
同	同 市四 倉町字西三 丁目一三番 地の一	本町集会所 集会室	本町集会所 運営委員会 委員長	六八・三三平 方メートル	六〇人
同	同 市遠 野町上根本 字折松八五 番地の一	折松集会所 集会室	折松区長	三三・一二平 方メートル	三〇人

福島県選挙管理委員会告示第百十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十七年十一月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

取消年月日	施設の所在地	施設の名 称	施設の管理者
平成二七年一 〇月一五日	いわき市好間町大利字道内一 四七番地の四	大利集会所	大利区長
同	同 市菅波字宮前三番 地の一	菅波集会所	菅波区長
同	同 市若葉台一丁目二四番 地の八	若葉台集会所	若葉台自治会長

福島県選挙管理委員会告示第百十五号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第百八條、第百九條第一項、第百十條第一項、第百十一條第一項又は第百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十七年十一月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変更前	変更後	変更年月日
特定医療法人星会介護老人保健施設ライフケア鶴賀	医療法人明智会介護老人保健施設ライフケア鶴賀	平成二十七年八月一日

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月六日

福島県人事委員会

委員長 今野順夫

福島県人事委員会規則第二十号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

「原子力センター」

別表中	消防学校	所長	支所長
原子力等立地地域振興事務所	環境センター	校長	支所長
		所長	次長
		所長	次長

を「消防学校」を「原子力等立地地域振興事務所環境創造センター」に改める。

務所

副所長 部長 環境放射線センター所長 支所長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）